

東大阪市告示第108号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）に指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

令和8年7月24日

東大阪市長 野田 義和

1 形質変更時要届出区域に指定する土地

東大阪市宝町1692番1、1692番7及び1697番4の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

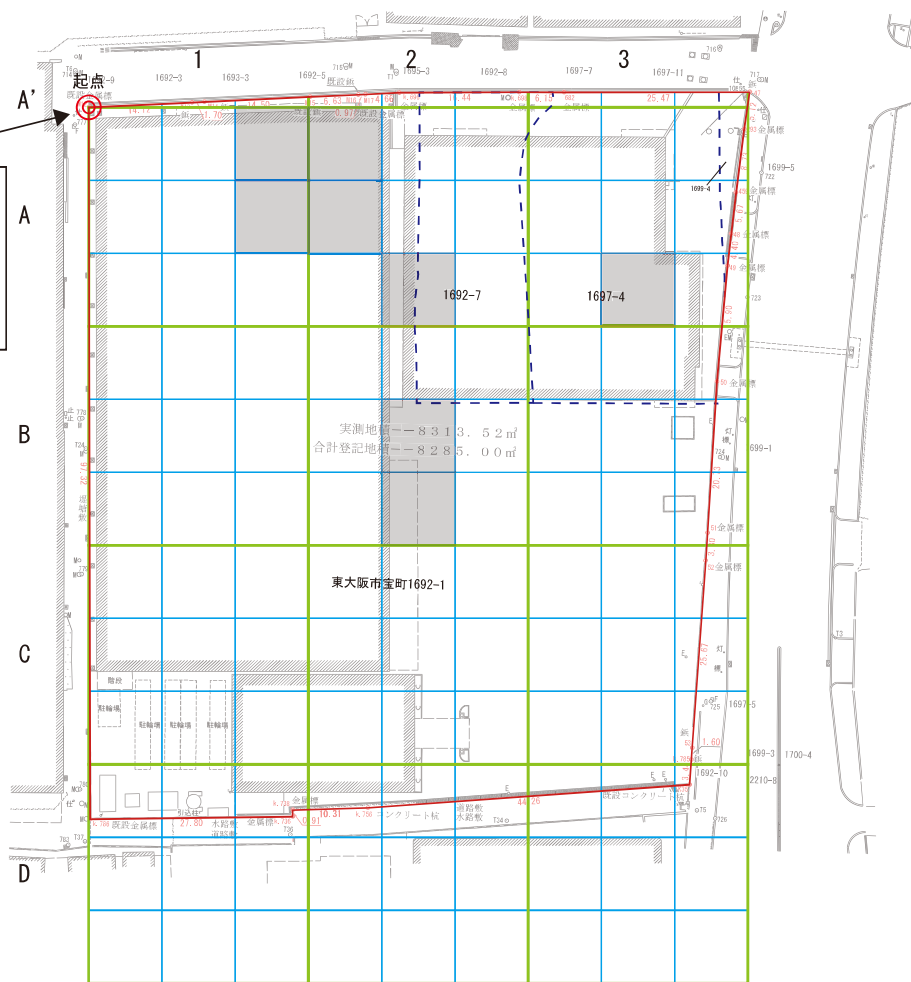
別図

3° 46' 48"



【起点】
起点は東大阪市宝町 1692 番 1 の最北端とした。

【格子の回転角度】
起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行して 10m 間隔で引いた線を右に 3° 46' 48" 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。



0 10m S=1:700

【凡 例】

- 対象地
 (面積 : 8,313.52㎡)
- 形質変更時要届出区域
 (面積 : 800㎡)
- 筆境界

 単位区画 (100㎡)
 30m格子 (900㎡)

1 例:A1-5

	1	2	3
A	4	5	6
	7	8	9

形質変更時要届出区域図